

平成30年度高齢者交流サロン運営事業補助金

高齢者交流サロンの運営経費の一部を助成します

「高齢者の皆さんのが身近で気軽に集まる」とのできる場所づくりへ

▽申請先／問い合わせ先＝地域包括ケア推進室（☎2629433）

市では、平成30年度高齢者交流サロン運営事業補助金の募集を行います。

地域の上で高齢者の居場所をつくり、積極的に交流し社会参加することは、自らの介護予防になり、みんなで支え合う地域づくりにつながります。



- ▽補助対象 II 高齢者交流サロンの取り組みを行う団体または個人
- 補助対象となる事業の内容など
 - ▽対象 II 市内に住所があるおむね65歳以上の高齢者
 - ▽開催場所 II 「地域の高齢者が集まりやすい場所」で、「継続して開催が可能な場所」
 - 【例】地域公民館をはじめ、個人宅や空き店舗など
 - ※借用物件の使用も可能ですが、この場合、会場賃借料の一部を補助金の対象とすることができます。
 - ▽活動内容 II 特に定めません

- ※自由な時間に出入りし、おしゃべりをする活動も可能となります。
- ※無理のない内容で、定期的に継続的に開催するように心掛けてください。
- ※開催時には、1人以上のスタッフ（サロンの運営に携わる人で資格は不問）の従事が必要となります。



高齢者交流サロン運営事業補助金の補助対象経費など

事業区分	補助対象経費	補助金額	備考
(1)高齢者交流サロン活動拠点整備費 ※週1回以上の高齢者交流サロンを開催するものに限る。	高齢者交流サロンに使用する建物などの修繕料、工事費、備品購入費	1団体または1個人につき1回に限り、補助対象経費の10分の10に相当する額【上限額20万円】 ※ただし、備品購入費のみの場合は、補助対象経費の10分の10に相当する額【上限額5万円】	補助年度は、初年度のみ
(2)高齢者交流サロン運営事業費	①運営費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料、その他運営に必要と認められる費用）	開催1回につき、補助対象経費の10分の10に相当する額【1回の限度額1,000円】	食糧費は（お茶、お菓子、弁当など）補助対象外。ただし、調理実習などの材料代は補助対象
	②会場賃借料	補助対象経費の10分の10に相当する額【上限額月額1万円】	

※(1)の高齢者交流サロン活動拠点整備費における対象経費の一例

集まった高齢者のためになる内容とし、備品も同様に高齢者の使用を想定するものを対象とします。

- ・【工事費】玄関入口の段差解消、手すりの設置、仕切りドア設置、トイレ洋式化
 - ・【備品】テーブル、椅子、そば打ちセット、こたつ、ポット、CDラジカセ

宝くじの助成金で郷土芸能備品を整備しました

小通芸能保存会では、宝くじの助成金で小通鹿踊の装束などを整備しました。これまで、市内では48団体が助成を受けています。

■ 宝くじ助成とは

(一財)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業を実施し、地域公民館やコミュニティ活動の備品整備などに対して助成しています。

詳しくは、下記までお問い合わせください

問い合わせ先

企画調査課(内線216)



宝くじの助成金で整備した小通鹿蹄の装束など

(7) 広報大船渡お知らせ版 30.3.20(No. 1123)

▷問い合わせ=市役所 0192⑦3111